

大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱の交付対象となる事業に対し交付する、大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金（以下「補助金」という。）に関し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において「施設整備」とは、次の各号に掲げる施設及び事業をいう。

- (1) 既存施設のスプリンクラー整備支援事業
- (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
- (3) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- (4) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業
- (5) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、施設整備（以下「整備等」という。）を行う者で、かつ、当該整備等について市長が承認した者とする。

- (1) 当該施設整備について市長が承認していること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にある法人でないこと。
- (4) 暴力団員が法人の役員等になっていないこと。
- (5) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

イ 暴力団員が事業主又は役員に就任している者

ロ 暴力団員が実質的に運営している者

ハ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

ニ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者

ホ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

へ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は予算の範囲内とし、次の各号に掲げるところにより算出した額のうちいずれか低い方の額とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 別表に定める基準額

(2) 総事業費から当該施設整備に係る寄付金その他の収入額を控除した実支出額と別表に定める対象経費の実支出額とを比較して低い方の額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、補助金を交付しない。

(1) 既に実施している事業

(2) 他の国庫又は県等の負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

(3) 土地の買収又は整地に要する費用

(4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用

(5) その他整備等として適当と認められない費用

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付決定を行うに当たり、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 施設整備に着手したときは、大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金に係る施設整備工事着手届出書(様式第3号)に関係書類を添えて、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(2) 整備等が予定の期間内に完了しない場合又は整備等の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 整備等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに整備等

により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具及びその他の財産（以下「補助財産」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過した場合、又は市長の承認を受けた場合を除いては、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- (4) 前号の規定により市長の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書（様式第 9 号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- (5) 市長は、第 3 号の規定において承認をしようとする場合、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させることがある。
- (6) 前項の規定により市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助財産については、整備等完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 整備等完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 7 号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。この場合において、整備等を行う者が全国的に事業を展開する組織の支部（支部、支部所等を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。）において消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (9) 整備等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（整備等の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の財

産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 整備等を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(11) 整備等を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(12) 整備等を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(変更申請等)

第6条 第4条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後に申請内容を変更し、又は整備等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長と協議の上、大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金変更（中止・廃止）決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知する。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、整備等が完了したときは、大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金実績報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の実績報告があったときは、整備等内容について現地確認を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者の請求に基づき、補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、整備等が完了する前において、当該整備等の出来高に基づき、第3条第1項の規定により算出した補助金の額が、交付決定額に達し、現地確認の結果、適当と認められるときは、交付決定者の申請に基づき補助金を交付することができる。

3 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を申請するときは、大牟田市地

域介護・福祉空間整備等補助金出来高払申請書（様式第8号）により行わなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱その他関係法令に違反したとき。
- (4) 整備等内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないとき。
- (5) 介護保険事業者等としての指定を受けられる見込みがなくなったとき、又はその指定を取り消されたとき。
- (6) 第8条第2項の規定により補助金の交付を受けた場合で、実績報告による補助金の確定額が交付を受けた補助金の額を下回る場合。

（違約加算金及び延滞金）

第10条 交付決定者が第9条の規定により補助金の返還を求められたときは、当該補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付決定者が補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項の場合において、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、違約加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金の一部停止等）

第11条 補助金の返還を求められたにもかかわらず、返還金等の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第3条関係）

[illegible]

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率			5 対象経費
			国	市	事業者	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス	施設延べ床面積（市長が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で市長が認めた額	施設数	10/10	-	-	

※小規模とは定員29名以下のことをいう。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行し、改正後の大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱の規定は、平成 26 年度の補助金から適用する。
- 2 平成 25 年度までの補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、改正後の大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱の規定は、平成 31 年度の補助金から適用する。
- 2 平成 30 年度までの補助金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行し、改正後の大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱の規定は、令和 3 年度の補助金から適用する。